

委員会提出議案第 1 号

西東京市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を、地方自治法第109条第 6 項及び第 7 項並びに西東京市議会会議規則第14条第 2 項の規定により提出する。

令和 7 年 2 月13日

提出者 議会運営委員長 田 代 伸 之

西東京市議会委員会条例の一部を改正する条例

西東京市議会委員会条例（平成13年西東京市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「9人」を「10人」に改め、同項第3号中「10人」を「9人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

常任委員会の定数を改める必要がある。